

訪日外国人誘致推進業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 本実施要領の趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業の目的・趣旨

本市への訪日外国人誘致の促進を図るため、今後 5 年程度で実現可能な施策及び行動を記した「(仮称) 松戸市訪日外国人誘致推進アクションプラン (案)」を策定し、本市の経済活性化に寄与することをめざすものとする。

3. 事業概要

(1) 事業名称 訪日外国人誘致推進業務委託

(2) 発注者 松戸市

(3) 委託期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日

(4) 履行場所 松戸市指定の場所

(5) 成果品の提出方法

「(仮称) 松戸市訪日外国人誘致推進アクションプラン (案)」を記した電子データならびに用紙媒体 (10 部) を提供すること。

(6) 事業内容 「訪日外国人誘致推進業務委託仕様書」のとおり

4. 提案限度額

3,000,000 円 (消費税及び地方消費税含む) の範囲内とする。

なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

なお、申請者が受理している場合でも、要件のいずれかに満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

(1) 法人格を有している者であること

(2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 松戸市又は他の地方公共団体において競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また指名の停止を受けたが、既にその停止期間を経過していること。
- (5) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 松戸市暴力団排除条例（平成 24 年松戸市条例第 2 号）第 9 条に規定する排除対象になっていないこと。
- (8) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験（訪日外国人誘致業務）等を有した者を従事させることができる者であること。
- (9) 直近 5 年間（平成 24 年度から平成 29 年度）に、本業務と同様もしくは類似業務の実績を有する者または、他の自治体と共に、訪日外国人誘致を目的とした検討会・協議会などの運營業務委託を受けた者であること。
- (10) 個人情報などの機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

6. 日 程

実施内容	期日等
①実施要領等掲載期間	平成 30 年 5 月 30 日（水）～6 月 15 日（金）
②質問受付期間	平成 30 年 5 月 30 日（水）～6 月 5 日（火）
③市からの質問回答期限	平成 30 年 6 月 6 日（水）
④企画提案書受付期間	平成 30 年 6 月 7 日（木）～6 月 18 日（月）
⑤選考委員会 （プレゼンテーション）	平成 30 年 6 月 21 日（木）
⑥結果の公表	平成 30 年 6 月 27 日（水）
⑦契約手続き	平成 30 年 7 月上旬

7. 実施要領等の配布

(1) 配布期間

平成 30 年 5 月 30 日（水）～6 月 15 日（金）

(2) 配布方法

松戸市ホームページからダウンロード

参加申込書等、公募に関する資料・様式類についても、本市ホームページからダウンロードすること。

<松戸市ホームページ> <http://ww.city.matsudo.chiba.jp/>

8. 質問の受付

(1) 受付期間

平成 30 年 5 月 30 日（水）～ 6 月 5 日（火）

(2) 質問方法

質問書（様式第 5 号）に必要事項を記載の上、事務局あてに電子メールにより提出し、電話で確認を行うこと。

(3) 回答

回答は、全ての質問を取りまとめた上で、平成 30 年 6 月 6 日（水）までに本市ホームページへの掲載により行うものとする。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時松戸市ホームページへ回答を掲載する。

9. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

番号	提出書類	提出上の注意
①	参加申込書（様式第 1 号）	
②	企画提案書（任意様式）	記載内容については、本実施要領 9 (2) を参照すること
③	会社概要書（様式第 2 号）	パンフレット等の会社概要が分かるものを添付すること
④	事業実績書（様式第 3 号）	直近 5 年の業務実績（5. 参加資格要件 (9) に該当する実績）を記載すること
⑤	事業執行体制（様式第 4 号）	事業の実施体制（事業責任者及び担当者の氏名等）について記載すること。
⑥	見積書（任意様式）	消費税を含む金額を記載するとともに、内訳についても記載すること。
⑦	履歴事項全部証明書	法務局で発行する法人の履歴事項全部

		証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）
⑧	納税証明書（国税）	「法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）」（発行後 3 ヶ月以内のもの）
⑨	納税証明書（法人市町村民税 固定資産税）	市内に事業所等がある場合、直近 2 年分、発行後 3 ヶ月以内のもの
⑩	印鑑証明書	発行後 3 か月以内のもの
⑪	委任状（任意様式）	支店等を代理人とする場合

ただし、⑦⑧⑨⑩については、本市入札参加資格者名簿に登録されている場合は添付不要です。

(2) 企画提案書（任意様式）

別紙の「松戸市訪日外国人誘致推進業務委託仕様書」に基づき、次の項目についての提案を作成すること。企画提案書の体裁は、A4 版を基本として作成すること。（両面可）

企画提案書の書式等は自由とするが、写真やイラストを活用するなど、見るものが分かりやすいように作成すること。以下の項目は必ず企画提案書に盛り込むこと。

①「(仮称) 松戸市訪日外国人誘致推進アクションプラン (案)」の策定手順及びイメージ（詳細は仕様書参照）

②本業務委託の推進体制

③類似業務の実績（直近 5 年分）

(3) 提出方法

- ・持参または郵送（配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用すること）により経済振興部文化観光国際課へ提出すること。
- ・正本（提出書類①～⑪を綴ったもの）を 1 部、副本（②、④、⑤、⑥を綴ったもの、写しでも可）を 10 部提出すること。
- ・正本は A 4 版紙ファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。
- ・副本は、会社が特定される部分については、空欄もしくは黒塗りにすること。

(4) 提出期限

平成 30 年 6 月 18 日（月）17 時まで

※提出期間内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。

10. プレゼンテーション

(1) 日時

平成 30 年 6 月 21 日（木）を予定

※実施の詳細については、各事業者に追って連絡する。

(2) 場所

事務局が指定する場所

(3) 実施時間

1 事業者につき、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。

ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間を短縮することがある。

(4) 実施内容

・プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容について説明を行い、補足説明が必要な場合は、提案書の内容を逸脱しない範囲で実施すること。

・プレゼンテーションの出席者は、1 事業者について 3 名までとする。

11. 事業者選定方法

(1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 選定は、松戸市が設置する訪日外国人誘致推進業務委託選考委員会（以下、「選考委員会」という）において、下記評価基準に基づき、企画提案書、プレゼンテーション内容、ヒアリング等により審査する。

(3) 選考の結果、最高合計評価点を獲得した者を優先交渉事業者として選定する。なお、最高合計評価点が同点の場合は、見積額の低い者を第 1 位として選定する。
ただし、選考委員会の合計得点が満点の 6 割未満である場合は、選考しないものとする。また、優先交渉事業者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。

(4) 評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点
業務実績	本業務を遂行するために必要な業務実績を有しているか	10
取組方針	本業務の特性や目的を理解した企画案となっているか	10
実施体制	① 本業務を実施できる人員体制、連携体制となっているか ② 本業務に有効な知識・ノウハウ・経験を有しているか	20
事業内容	① 策定手順が自社の強みやノウハウを生かした独創的な内容となっているか ② 策定手順が本市の実態に即している内容となっているか ③ 成果品イメージが実現可能であり、魅力的な内容となつて	30

	いるか	
スケジュール	「(仮称) 松戸市訪日外国人誘致推進アクションプラン (案)」 策定に向けたスケジュールが妥当かどうか	10
見積金額	20×提案者中の最低見積価格／見積価格 ※小数点第 2 位以下は切り捨て	20
合計		100

1 2. 選定結果の通知

選定結果は、参加事業者に対し、平成 30 年 6 月 27 日 (水) までに郵送にて通知を行う。また、松戸市ホームページにも選定結果を公表する。

1 3. 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

契約は、選定事業者とともに企画提案書等に基づき内容を確認の上、契約締結の交渉を行う。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、松戸市財務規則第 143 条第 1 項に従い、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、松戸市財務規則第 143 条第 3 項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(3) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に一括して支払うものとする。

(4) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、「松戸市個人情報の保護に関する条例」に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

1 4. その他

(1) 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 本プロポーザルに要する経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担すること。

(4) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ連絡すること。

- (5) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属し、本市は本事業の提案募集以外の目的で提出書類を使用することはない。ただし、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

1 5. 問い合わせ及び提出先（事務局）

担当部署 松戸市経済振興部文化観光国際課（担当 中平・塩田）

Eメール mckankou@city.matsudo.chiba.jp

住 所 〒271-8588 松戸市根本 387 番地の 5

電 話 047-366-7327

F A X 047-711-6387